

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

05.機体認証の申請状況確認・ 再申請・手数料支払い方法

目次

01.はじめに（機体認証の申請状況の確認・手数料支払い・再申請を希望する皆様へ）	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-2
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-3
03.申請状況確認・手数料支払い	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-4
03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-5
04.機体認証の申請状況確認/手数料支払いのステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-7
04-01.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-8
04-02.Step2：申請状況一覧画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-11
04-03.Step3：申請状況詳細を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-12
04-04.Step4：手数料を支払う	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-14
05.機体認証の再申請	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-15
05-01.機体認証の再申請に必要なもの	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-16
06.機体認証の再申請のステップ	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-17
06-01.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-18
06-02.Step2：申請状況一覧画面に進む	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-21
06-03.Step3：機体情報を修正する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-22
06-04.Step4：申請情報を確認する	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-25
06-05.Step5：到達確認をする	・・・・・・・・・・・・・・・・	p.05-27

01.はじめに（機体認証の申請状況の確認・手数料支払い・再申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、更新申請、抹消申請、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼、代理人へ機体認証の新規申請以外の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.申請状況確認・手数料支払い

03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの（1/2）

- 手数料は「ATM」および「インターネットバンキング」でのお支払いが可能です。



- なお、後述する支払い方法につきましては、ドローン登録システムの「[手数料の納付](#)」マニュアルをご確認ください。

03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの (2/2)

- 手続きに必要なものは納付方法により異なります。ご確認のうえ、手続きにお進みください

各種情報	項目
納付に必要な情報	<ul style="list-style-type: none">• 納付番号• 納付用URL
その他 ※支払い方法により異なります	<ul style="list-style-type: none">• ドローン情報基盤システムのアカウント• クレジットカード• キャッシュカード• インターネットバンキングの口座情報

04.機体認証の申請状況確認／手数料の支払いのステップ

機体認証の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、手数料を支払います。

申請状況確認／支払いを開始

Step1：ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2：申請状況一覧画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

Step3：申請状況を確認する

「詳細」ボタンを押して申請状況・申請内容の詳細を確認します。

Step4：手数料を支払う

「支払選択」ボタンを押して手数料を支払います。

登録免許税の支払いが完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

航空局で申請内容の確認が終了すると、手数料の納付番号と納付用URLが、アカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

メール通知後、手数料の支払いが可能になります。

申請内容の確認後には手数料の納付が必要となります。納付の方法については[こちら](#)をご確認ください。

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' and 'パスワード', both highlighted with a red box. Below these fields are links for 'ログインIDを忘れた方はこちら' and 'パスワードを忘れた方はこちら'. A yellow 'ログイン' button is at the bottom of this section. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section has two buttons: '個人の方のアカウント開設' and '企業・団体の方のアカウント開設'. A '戻る' (Back) button is at the bottom left.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人や物から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発着されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

【事故】

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

【重大インシデント】

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

04-02.Step2 : 申請状況一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。	新規申請や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きも行うことができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取消済みの機体に関する情報を確認することができます。	登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。
有効期限の更新	機体認証の削除
登録されている機体認証の有効期限を更新することができます。また、型式承認書の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式承認書の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に登録検査機関または国土交通省航空局と検査内容について確認している必要があります。	登録されている機体認証書を削除することができます。
代理人への依頼/解除	
依頼手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要に応じて行うことができます。	

代理人が手続きする場合はこちら 

機体認証メニューのページで、「申請状況確認／取り下げ／支払い」ボタンを押します。

04-03.Step3 : 申請状況詳細を確認する (1/2)

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。
「作成再開」ボタンを押すと、中断した申請を再開することができます。

申請受付番号
機体認証書番号

申請種別

申請状況

検索結果：1件

申請受付番号	申請種別	申請状況	受付年月日	詳細	取下げ・再申請・作成再開	支払選択
	新規申請	手数料納付中		<input type="button" value="詳細"/>	<input type="button" value="取下げ"/>	<input type="button" value="支払選択"/>

1

確認したい申請手続きを選択します。

「申請受付番号」、「申請種別」、「申請状況」、「機体認証書番号」から検索することができます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

申請状況の詳細を確認する場合は、「詳細」ボタンを押します。

04-03.Step3 : 申請状況詳細を確認する (2/2)

機体認証申請状況詳細

機体認証申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

申請受付番号	■■■■■
申請種別	新規申請
申請状況	手数料納付中
希望検査機関	-
希望する検査機関が見つからない場合	国による検査を希望
受付年月日	

申請者の情報

申請者区分	個人
氏名	■■■■■
フリガナ	■■■■■
住所	■■■■■

[戻る](#) [1件前](#) [1件後](#)

申請状況の詳細を確認できます。

確認が完了したら「戻る」ボタンを押すと、「申請状況一覧画面」に戻ります。

04-04.Step4 : 手数料を支払う

手数料を支払います。

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。
「作成再開」ボタンを押すと、中断した申請を再開することができます。

申請受付番号
申請種別
申請状況
機体認証書番号

検索

検索結果：1件

申請受付番号	申請種別	申請状況	受付年月日	詳細	取下げ・再申請・作成再開	支払選択
	新規申請	手数料納付中		<input type="button" value="詳細"/>	<input type="button" value="取下げ"/>	<input type="button" value="支払選択"/>

「支払選択」ボタンを押します。

支払い方法については、[ドローン登録システムのマニュアル](#)を参照してください。

05.機体認証の再申請

05-01.機体認証の再申請に必要なもの

機体認証申請には以下の情報を準備してください。

各種情報	項目
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none">氏名生年月日電話番号メールアドレス自宅/本人の住所書類発送先の住所
機体情報	<ul style="list-style-type: none">機体認証区分 ・ 型式名 ・ 登録番号 ・ 新品区分 ・ 製造番号設計者氏名又は名称 ・ 設計者住所または主たる事務所の所在地製造者氏名又は名称 ・ 製造者住所または主たる事務所の所在地機体の種類 ・ 機体重量 ・ 重量区分 ・ 最大離陸重量機体寸法（全幅/全長/全高）
その他	<ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウント手数料情報

※マイナンバーカードを利用して本人確認を行った場合、申請者情報のうち、氏名、生年月日、自宅/本人の住所については、マイナンバーカードの券面情報から取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。
変更されたい方は、事前にマイナンバーカードの情報を変更ください。

06.機体認証の再申請のステップ

機体認証の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、再申請を行います。

再申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請状況一覧画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

Step3 : 機体情報を修正する

「詳細」ボタンを押して申請状況・申請内容の詳細を確認します。

Step4 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

Step5 : 到達確認をする

機体認証の再申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体認証の再申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

航空局で申請内容の確認が終了し、修正の必要がある場合、修正依頼が、アカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

メール通知後、再申請が可能になります。

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人や物から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発着されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

「事故」

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

「重大インシデント」

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06-02.Step2 : 申請状況一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

機体認証 新規申請	申請状況確認/取り下げ/支払い
新たに機体認証を申請することができます。新規申請には、本人確認書類、機体の情報が必要です。	新規申請や変更等に关する申請状況の確認、申請の取り下げができます。※国（国土交通省のみ）の場合、新規申請等の手数料の支払い手続きも行うことができます。
機体認証の確認	機体認証の変更
機体認証を取消済みの機体に関する情報を確認することができます。	登録されている機体認証書の連絡先情報を変更することができます。
有効期限の更新	機体認証の削除
登録されている機体認証の有効期限を更新することができます。また、型式承認書の機体における設計変更の申請も本メニューから行うことができます。なお、型式承認書の機体の更新および設計変更を行う場合には、事前に登録検査機関または国土交通省航空局と検査内容について確認している必要があります。	登録されている機体認証書を削除することができます。
代理人への依頼/解除	
依頼手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要に応じて行うことができます。	

代理人が手続きする場合はこちら 

機体認証メニューのページで、「申請状況確認／取り下げ／支払い」ボタンを押します。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (1/3)

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。

「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。

「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。

「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

「作成再開」ボタンを押すと、中断した申請を再開することができます。

申請受付番号 ①

申請種別 ①

申請状況 ①

機体認証書番号 ①

検索

検索結果：4件

申請受付番号	申請種別	申請状況	受付年月日	詳細	取下げ・再申請・作成再開	支払選択
■■■■■	新規申請	修正対応中	■■■■■	詳細	取下げ 再申請	

再申請をしたい申請手続きを選択します。

「再申請」ボタンを押します。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (2/3)

申請情報確認画面

STEP 01 申請情報訂正

STEP 02 申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

区分 個人

氏名

検査方式の修正

備考

備考の修正

戻る 申請

申請者/機体情報/その他情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (3/3)

機体認証 申請画面

STEP 01 申請情報訂正 STEP 02 申請完了

新たに申請する機体の情報を入力してください。

申請する機体の情報 (共通)

機体認証区分 第一種機体認証

型式名 [REDACTED]

航空の用に供したか否か ^① 航空の用に供していない 航空の用に供した

製造者氏名又は名称 [REDACTED]



検査書類(2件目)

無人航空機飛行経程 ^① [REDACTED] 削除

航空の用に供した無人航空機については、整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間 ^① [REDACTED] 削除

無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類 ^① [REDACTED] 削除

上記以外の参考事項を記載した書類 ^① [REDACTED] 削除

戻る **訂正完了** 中断

それぞれ訂正画面に移動します。

訂正する情報を入力します。

※「検査書類」を削除する場合は、ファイル名の右にある「削除」ボタンを押してください。

訂正が完了したら、「訂正完了」ボタンを押します。

06-04.Step4 : 申請情報を確認する (2/2)



申請の確認画面が表示されます。問題が無ければ「申請」ボタンを押します。

「申請」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

06-05.Step5 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に機体認証の各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

現在、ドローン情報基盤システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下の URL を押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://>

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。

The e-mail address has been authenticated.

If you have performing the application operation on the terminal / screen, continue the operation.

Close the screen with the x button of the browser.

06-05.Step5 : 到達確認をする (2/2)

申請完了



申請が完了しました。

国による検査の場合は、手続き内容を確認した後、手数料納付に関するメールが送信されますので、メールが届きましたら手数料納付をしてください。登録検査機関による検査の場合は、手数料の納付方法について登録検査機関の指示に従い、納付手続きを行ってください。

<<ご注意>>>

手数料の納付対象外となる場合がございます。「よくある質問・お問い合わせ」より、納付対象外となる団体一覧をご確認下さい。記載されている納付対象外の団体に該当する場合は、手数料の納付依頼通知を受信しても、納付されないようお願い致します。

メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。